

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成20年2月21日(2008.2.21)

【公開番号】特開2000-157975(P2000-157975A)

【公開日】平成12年6月13日(2000.6.13)

【出願番号】特願平10-375691

【国際特許分類】

C 02 F	1/40	(2006.01)
B 01 D	21/18	(2006.01)
B 01 D	21/24	(2006.01)

【F I】

C 02 F	1/40	C
B 01 D	21/18	J
B 01 D	21/24	U

【手続補正書】

【提出日】平成19年12月1日(2007.12.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】汚泥搔寄装置

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】水中使用型の駆動源および前進時に汚泥搔き寄せ状態となり後退時には非搔寄状態となるように上下する汚泥スクレーパを装備し走行輪により沈砂池や沈澱池などの処理池の池底を前後方向に進退自在とされた走行体と、前後が処理池の前後方向各端部に向けて伸びて張設されているベルトやチェーンなどの伝達部材とを備え、前記駆動源に備えた駆動ホイールが回転しながら前記伝達部材に伝いつつ進退することにより前記走行体が進退駆動自在とされている汚泥搔寄装置。

【請求項2】請求項1に記載されたものにおいて、前記伝達部材は、凹凸を有するものである汚泥搔寄装置。

【請求項3】請求項1または2に記載されたものにおいて、駆動源への給電手段は、走行体側から池の水面を越えて立設されたパイプ支柱内を通されている汚泥搔寄装置。

【請求項4】請求項1から3までのいずれかに記載されたものにおいて、伝達部材は、一端が池上まで導かれて張りを調節可能になっている汚泥搔寄装置。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

【発明の属する技術分野】

この発明は、汚泥搔寄装置に関する。

【手続補正4】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0002**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0002】****【従来の技術】**

例えば、最初あるいは最終沈澱池の池底には排泥ピットの方向に沈澱物を掻き寄せたあと逆向きに復帰する汚泥掻寄装置が装備されている。この汚泥掻寄装置は、池底に前後方向をなして設けられたガイドレールと、同ガイドレール上に走行輪を転動させながら進退する走行体とが設けられ、この走行体には汚泥スクレーパが上下運動するように装備されて下げてピット方向である前方へ前進することにより沈澱物（汚泥）を掻き寄せる一方、後退時にはスクレーパを持上げることにより非掻寄状態で復帰するようになっている。

【手続補正5】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0003**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0003】****【発明が解決しようとする課題】**

しかし、これまでの汚泥掻寄装置は、走行体を前後に進退駆動させるのに、池上の駆動源とロープなどの伝達部材とでなされ、駆動源のドラムにロープを巻き掛けるとともにこのロープを水面下に導き走行体に連結して往復運動させるように構成していた。

こうした構成の汚泥掻寄装置によれば、ロープを池上から水中へと導き走行体に連結するものであるため構造が複雑になっていた。

【手続補正6】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0004**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0004】**

この発明は前記課題を解決するためになされたもので、構造の簡単な汚泥掻寄装置を提供することを目的とする。

【手続補正7】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0005**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0005】****【課題を解決するための手段】**

前記課題を解決するため、請求項1記載の発明は、水中使用型の駆動源および前進時に汚泥掻き寄せ状態となり後退時には非掻寄状態となるように上下する汚泥スクレーパを装備し走行輪により沈砂池や沈澱池などの処理池の池底を前後方向に進退自在とされた走行体と、前後が処理池の前後方向各端部に向けて伸びて張設されているベルトやチェーンなどの伝達部材とを備え、前記駆動源に備えた駆動ホイールが回転しながら前記伝達部材に伝いつつ進退することにより前記走行体が進退駆動自在とされている。

【手続補正8】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0006**【補正方法】**変更

【補正の内容】**【0006】**

請求項2記載の発明は、請求項1に記載されたものにおいて、前記伝達部材は、凹凸を有するものである。

【手続補正9】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0007****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0007】**

請求項3記載の発明は、請求項1または2に記載されたものにおいて、駆動源への給電手段は、走行体側から池の水面を越えて立設されたパイプ支柱内を通されている。

【手続補正10】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0008****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0008】**

請求項4記載の発明は、請求項1から3までのいずれかに記載されたものにおいて、伝達部材は、一端が池上まで導かれて張りを調節可能になっている。

【手続補正11】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0009****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0009】****【発明の実施の形態】**

以下、図示した実施形態を参照してこの発明を詳細に説明する。

図1ないし図3は、この発明の一実施形態を示すもので、これらの図の実施形態は、最初あるいは最終沈澱池についてのもので、1，1は左右の区成側壁で、同側壁1に直交する方向がこの処理池の長手方向となっている。

【手続補正12】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0010****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0010】**

この沈澱池内には、各図における左側から汚水が導入され、水面2上に浮上してくるものが図示しないスカムである。